

栃木県 e スポーツ推進協議会設立総会 次第

日 時 令和 8 (2026) 年 6 月 15 日午後 2 時

場 所 栃木県庁本館 6 階大会議室 1

1 開会

2 議事

第 1 号議案 栃木県 e スポーツ推進協議会設立趣意書案について

第 2 号議案 栃木県 e スポーツ推進協議会規約案について

第 3 号議案 栃木県 e スポーツ推進協議会取組方針案について

第 4 号議案 令和 8 (2026) 年度事業計画案について

3 報告事項

e スポーツの正しい理解と活用のポイント

4 その他

5 閉会

栃木県 e スポーツ推進協議会 参画予定団体

区分	団体名
e スポーツ関係団体 (3 団体)	・ 一般社団法人 e スポーツとちぎ ・ 一般社団法人 栃木県 e スポーツ連合 ・ 株式会社 Detonation
自治体 (26 団体)	・ 栃木県 ・ 宇都宮市 ・ 足利市 ・ 栃木市 ・ 佐野市 ・ 鹿沼市 ・ 日光市 ・ 小山市 ・ 真岡市 ・ 大田原市 ・ 矢板市 ・ 那須塩原市 ・ さくら市 ・ 那須烏山市 ・ 下野市 ・ 上三川町 ・ 益子町 ・ 茂木町 ・ 市貝町 ・ 芳賀町 ・ 壬生町 ・ 野木町 ・ 塩谷町 ・ 高根沢町 ・ 那須町 ・ 那珂川町
民間企業 (3 団体)	・ 株式会社 足利銀行 ・ 株式会社 下野新聞社 ・ 株式会社 とちぎテレビ
関係団体 (4 団体)	・ 一般財団法人 栃木県老人クラブ連合会 ・ 公益財団法人 栃木県スポーツ協会 ・ 公益社団法人 栃木県経済同友会 ・ 社会福祉法人 とちぎ健康福祉協会
大学 (1 団体)	・ 国立大学法人 宇都宮大学

栃木県 e スポーツ推進協議会設立趣意書

○近年、e スポーツは、教育、福祉、観光、地域づくり、産業振興等の多様な分野で活用が進み、国においてもスポーツツーリズムの推進や e スポーツ産業振興など、関連施策が展開されています。

○本県では、令和 4 年度の「いちご一会とちぎ国体」における全国都道府県対抗 e スポーツ選手権の開催を契機に、令和 5 年度から体験会やイベント等を通じて e スポーツの理解促進や機運醸成に取り組んできました。これらの取組により、交流人口の拡大や多世代交流の促進が図られるなど、一定の成果が見られています。

○一方で、e スポーツの活用をさらに広げ、地域活性化や地域課題の解決等につなげていくためには、行政、企業、教育機関など多様な主体が情報や知見を共有し、連携して取り組む体制を整え、分野横断的な協働を促していく必要があります。

○こうした状況を踏まえ、県内における e スポーツの活用を総合的かつ継続的に推進するため、栃木県、市町、関係団体、企業、大学等が参画し、官民が一体となって情報共有や連携を図る場として、「栃木県 e スポーツ推進協議会」を設立します。

栃木県 e スポーツ推進協議会規約

（名称）

第1条 本会は、栃木県 e スポーツ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、e スポーツに関する情報共有及び関係主体間の連携を促進し、県内における e スポーツの健全な発展と地域社会における新たな価値創出に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) e スポーツに関する情報収集及び共有に関すること
- (2) 関係主体間の連携促進及び協働のための環境整備に関すること
- (3) e スポーツの普及啓発に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 協議会の目的に賛同し、会長の承認を受けた団体を会員とする。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、栃木県生活文化スポーツ部長をもって充てる。
- 3 副会長は、一般社団法人 e スポーツとちぎ代表理事、一般社団法人栃木県 e スポーツ連合事務局長をもって充てる。

（役員の職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（総会）

第7条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、次の事項について審議する。
- (1) この規約の改廃に関すること。
 - (2) 協議会の事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) その他協議会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 3 総会の議長は、会長または会長が別に指名する者がこれに当たる。
- 4 総会の議事については、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

- 5 総会の議事については、必要に応じて書面による決議とすることができる。この場合においては、前項の規定を準用し、同項中「出席会員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

（会長の専決処分）

第8条 会長は、総会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

- 2 専決処分された事項は、直後の総会で報告するものとする。

（事業年度）

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事務局）

第10条 協議会の事務局は、栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課が担い、事務所を栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課に置く。

（その他）

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、設立の日から施行する。
- 2 協議会設立時の事業年度は、設立の日から翌年3月31日までとする。

栃木県 e スポーツ推進協議会 役員体制

令和 8 (2026) 年 6 月 15 日

会 長 栃木県生活文化スポーツ部長 石田 健也

副会長 (一社) e スポーツとちぎ代表理事 木内 裕祐

副会長 (一社) 栃木県 e スポーツ連合事務局長 荒川 良太

栃木県 e スポーツ推進協議会 取組方針

①e スポーツに関する情報収集・分析・共有

国の政策動向、他自治体の先進事例、研究成果、民間企業の実践等を体系的に収集・分析し、会員間で共有することで、地域における e スポーツ活用の理解促進と基礎的な知見の蓄積を図る。

②関係主体間の連携強化と協働の促進

行政・企業・教育・福祉・地域団体など、多様な主体が相互に連携し、互いの強みを生かした協働を進めるよう、分野横断的なネットワークを形成し、地域課題の解決や e スポーツの新たな価値創出につながる取組を後押しする。

③e スポーツの普及啓発と社会的理解の向上

e スポーツに関する正しい知識の普及や、教育・福祉・地域づくり等の多様な分野における活用可能性の発信を通じて、県民の理解促進と社会的認知の向上を図る。

④その他

その他、この協議会の目的を達成するために必要な事業を行う。

令和 8 (2026) 年度事業計画

1 e スポーツに関する情報収集・共有

- ① 国の政策動向、他自治体の先進事例、民間企業の実践等の情報収集
- ② 会員向けの情報提供（資料配布、メール配信等）
- ③ 年度内に 1 回程度、情報共有会（事例発表会）の開催

2 関係主体間の連携促進・マッチング支援

- ① 市町や企業等からの相談対応（導入相談、事例紹介、連携先紹介等）
- ② 分野別（教育・福祉・観光・地域づくり等）のニーズ把握
- ③ 会員同士のマッチング支援（共同イベント、連携企画の創出支援）
- ④ 県内外の関係団体とのネットワーク構築

3 e スポーツに関する普及啓発・広報

協議会としての広報（ホームページ、SNS、広報紙等での情報発信）

4 その他

その他、協議会の目的を達成するために必要な事項